

教保第2644号
令和4年1月31日

府立学校 校長・准校長 様

保健体育課長
福利課長

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等については、令和4年1月26日付け教高第3853号「府立学校における今後の教育活動等について（通知）」に基づき対応いただいておりますが、同年1月30日付け健康医療部長通知により、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間などの取扱いが変更となる旨、通知がありました。

については、児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について、下記のとおり変更しますので、貴校教職員、児童生徒等に周知するとともに適切に対応願います。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので、留意願います。

記

- 変更点 6 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について
- (2)学校が濃厚接触者と特定した児童生徒等の出席停止について
- 旧 オミクロン株陽性者の濃厚接触者として陽性者と接触した翌日から起算して
10日間の出席停止として運用する
- 新 オミクロン株陽性者の濃厚接触者として陽性者と接触した翌日から起算して
7日間の出席停止として運用する
- (5)教職員等が濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間について
- 旧 令和4年1月18日付け府健康医療部長通知を踏まえ、10日間自宅待機する。
なお、濃厚接触者となった教職員等がやむを得ず出勤しなければならない場合は、別途通知する取扱いに従い検査実施等の条件を満たすことにより自宅待機期間を短縮することができる。
- 新 令和4年1月30日付け府健康医療部長通知を踏まえ、7日間自宅待機する。
なお、濃厚接触者となった教職員等がやむを得ず出勤しなければならない場合は、別途通知する取扱いに従い検査実施等の条件を満たすことにより自宅待機期間を短縮することができる。
- 留意点 ●10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行うこととなっておりますので、留意ください。
- 本通知による濃厚接触者の待機期間の見直しについては、同日時点で濃厚接触者である者も適用します。

問い合わせ先

【健康管理等に関すること】

保健体育課 保健・給食グループ

担当 川口

TEL 06-6944-9365

【教職員の健康管理に関すること】

福利課 健康・福祉グループ

担当 八木・熊谷

TEL 06-6941-2865